

○広島大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規則

(平成 19 年 3 月 13 日規則第 8 号)

改正 平成 19 年 6 月 27 日規則第 124 号 平成 20 年 3 月 31 日規則第 91 号

平成 22 年 3 月 31 日規則第 58 号

広島大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における研究活動に係る不正行為への対応に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この規則は、研究活動に携わる本学の職員及び学生並びに本学の施設設備を利用する者(以下「科学者」という。)に適用する。

(定義)

第 3 条 この規則において「不正行為」とは、広島大学における科学者の行動規範(平成 19 年 3 月 13 日教育研究評議会・役員会承認)に違反し、研究成果の作成及び報告の過程において、悪意のない誤り及び意見の相違並びに当該研究分野の一般的慣行に従ってデータ及び実験記録を取り扱う場合を除き、次に掲げる行為をいう。

(1) データ、情報その他研究結果のねつ造(存在しないデータ、研究結果等を作成すること又は作成したこれらのものを記録し、報告し、若しくは論文等に利用することをいう。)、改ざん(研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、それを記録すること又はそのような真正でない加工をしたデータ、結果等を用いて研究成果を発表し、論文等を作成し、又は発表することをいう。)、又は盗用(他の研究者のアイディア、研究過程、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示がなく流用することをいう。)

(2) 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害(追実験又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠ぺい、廃棄及び未整備を含む。)

2 この規則において「部局等」とは、学部、研究科、研究院、附置研究所、病院、図書館、教養教育本部、全国共同利用施設、中国・四国地区国立大学共同利用施設、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、附属学校、学長室、監査室及び理事室をいう。

(告発要件)

第 4 条 不正の目的でなく、不正行為が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する者は、本学に対し、告発することができるものとする。

(責任者)

第 5 条 本学に、告発の処理に関する業務の責任者を置き、理事(研究担当)をもって充てる。

(受付及び相談窓口)

第6条 学術室学術推進グループに、不正行為に関する告発を受け付け、並びに不正行為に関する相談及び情報提供に応じる窓口として、告発窓口を置く。

(告発等の方法)

第7条 告発、相談及び情報提供の方法は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会とする。

2 告発は、原則として氏名を明らかにして行うものとする。ただし、匿名による告発であっても、明示された根拠について相当の信用性があると思われる場合又は責任者が必要と認める場合は、受け付けるものとする。

3 氏名を明らかにして告発をした者は、その後の手続における氏名の秘匿を希望することができる。

4 告発は、原則として当該告発に係る不正行為の発生の日から起算して5年以内に行わなければならない。

5 報道又は学会等の研究コミュニティから不正行為の疑いが指摘されたときは、第2項に規定する告発を受け付けたものとする。

6 責任者は、告発を受け付けたときは、直ちに学長に報告しなければならない。

(予備調査)

第8条 責任者は、告発された不正行為の内容の合理性、事実関係、調査可能性等の調査(以下「予備調査」という。)を、被告発者が所属する部局等の長に速やかに指示するものとする。

2 被告発者が所属する部局等の長は、予備調査終了後速やかに、その結果を責任者に報告しなければならない。

(判定会議)

第9条 責任者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、本学としての調査(以下「本調査」という。)の必要の有無を判定するため、判定会議を設置する。

2 判定会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 責任者
- (2) 告発された不正行為に係る業務を所掌する理事
- (3) その他責任者が必要と認めた者

3 責任者は、判定会議の判定結果を学長に報告しなければならない。

(不正行為調査委員会)

第10条 学長は、前条第3項に規定する報告により本調査を必要と認めたときは、不正行為調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、速やかに本調査を実施しなければならない。

2 調査委員会は、次の掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名した理事1人
- (2) 教育研究評議会評議員2人
- (3) 告発された不正行為に係る研究分野の専門的知識を有する者若干人
- (4) 法律の知識を有する者1人

- (5) その他学長が必要と認めた者若干人
- 3 前項第3号から第5号までの委員のうち1人は、学外者とする。
- 4 第2項第2号から第5号までの委員は、教育研究評議会の議に基づき、学長が任命又は委嘱する。
- 5 委員会に委員長を置き、第2項第1号の副学長をもって充てる。
(本調査)

第11条 調査委員会は、次に掲げる方法により本調査を行う。

- (1) 告発者、被告発者その他関係者(以下「調査対象者」という。)からの事情聴取
 - (2) 関係資料等の調査
 - (3) その他本調査に合理的に必要な調査
- 2 調査対象者は、本調査に際し協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。
 - 3 調査委員会は、関係資料等の調査に当たり、関係資料等の入手のため必要なとき又は関係資料等の隠滅が行われるおそれがあるときは、調査に必要な施設等の一時閉鎖、関係資料等の保全等のための措置を講ずることができる。
 - 4 委員長は、前項の措置を講ずる場合は、必要最小限の範囲及び期間とし、事前に関係する部局等の長の承諾を得るとともに、事後にその措置内容について教育研究評議会に報告しなければならない。
 - 5 調査委員会が一時閉鎖した施設等又は保全された関係資料等の調査を行うときは、被告発者が所属する部局等の長が指名する教員2人が立ち会うものとする。
(裁定)

第12条 調査委員会は、前条に規定する本調査の結果に基づき、不正行為の有無及びその程度について裁定を行う。

- 2 調査委員会は、前項の裁定を行うに当たっては、被告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 調査委員会は、第1項の裁定を行ったときは、直ちに、その内容を学長に報告しなければならない。
- 4 調査委員会は、本調査の結果、次に掲げる措置が必要と認められた場合は、措置すべき内容を学長又は関係する部局等の長に勧告するものとする。
 - (1) 本学の規則等に基づく懲戒処分等
 - (2) 研究費の使用停止、返還措置等
 - (3) 不正行為の防止又は排除のための措置
(裁定結果の通知)

第13条 学長は、前条第3項に規定する報告を受けたときは、裁定結果を文書により告発者、被告発者及び関係する部局等の長に通知するものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、告発窓口を通じて通知するものとする。
(処分等の措置)

第14条 学長及び関係する部局等の長は、第12条第3項又は第4項の規定により調査委員会から裁定結果の報告又は勧告を受けたときは、速やかに所要の措置を講じなければならない。

2 学長は、不正行為が存在しなかったことが調査委員会において確認された場合で、被告発者の教育研究活動の正常化又は名誉の回復が必要であると認めるときは、被告発者に対して十分な措置をとらなければならない。

(不服申立て)

第15条 第12条第1項の裁定に対して不服のある告発者及び被告発者は、通知の日の翌日から起算して14日以内に、学長に不服申立てができるものとする。

(不服審査委員会)

第16条 学長は、前条の不服申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置するとともに、告発者及び被告発者に通知するものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、告発窓口を通じて通知するものとする。

2 不服審査委員会は、学長が指名した者若干人(調査委員会委員及び予備調査の関係者を除く。)により組織する。

3 不服審査委員会は、前条の不服申立てにより、本調査の裁定及び関係資料等を審査するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審理の必要性について判定し、その結果を学長に報告しなければならない。

(再審理)

第17条 学長は、前号第3項の報告を受け、再審理の必要があると認めるときは、調査委員会に対し速やかに再調査を命ずるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。

2 再調査については、第10条から第12条までの規定を準用する。

3 告発者及び被告発者は、再調査の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(公表)

第18条 学長は、裁定結果及び勧告について、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある部分を除き、原則として被告発者に対する措置を決定した後、文書により公表する。この場合において公表事項について被告発者の意見があるときは、その意見も併せて公表するものとする。

(告発の乱用禁止)

第19条 何人も、虚偽の告発、他人を誹謗中傷する告発その他不正の目的の告発を行ってはならない。

2 本学は、不正の目的で告発を行った者に対し、本学の規則等により、懲戒処分等を行うことができる。

(告発者等の保護)

第 20 条 本学は、告発し、相談し、情報提供し、又は不正行為に関する調査に協力した者が、そのことを理由として不利益な取扱いを受けないよう、適切な措置を講じなければならない。

(個人情報の保護)

第 21 条 本学及び告発の処理に関する業務に携わる者は、告発、相談及び情報提供の内容並びに調査で得られた個人情報を開示してはならない。

2 本学は、正当な理由がなく前項の個人情報を開示した者に対し、本学の規則等により、懲戒処分等を行うことができる。

(関係機関との連絡協議)

第 22 条 責任者は、必要に応じて、学内外の関係機関と情報交換等の連絡協議を行うことができる。

(啓発活動)

第 23 条 責任者は、部局等の長と協力して、不正行為の予防のために、科学者への倫理教育を含む啓発活動を行うものとする。

(事務)

第 24 条 研究活動に係る不正行為への対応に関する事務は、学術室学術推進グループにおいて処理する。

(雑則)

第 25 条 この規則に定めるもののほか、本学における研究活動に係る不正行為への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 27 日規則第 124 号)

この規則は、平成 19 年 6 月 27 日から施行し、この規則による改正後の広島大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規則の規定は、平成 19 年 5 月 21 日から適用する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 91 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 58 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。